

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第23回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年7月10日（火） 15:00～16:06

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

田尻 嗣夫（分科会長）、杉山 武彦（分科会長代理）、篠崎 悦子、菅 美千世、
清野 幾久子、高橋 温、永峰 好美、樋口 清秀 （以上8名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、渡辺 秀行（検査監理室長）、
長塩 義樹（郵便課長）、吉田 宏平（郵政行政部調査官）、
牛山 智弘（国際企画室長）、藤野 克（貯金保険課長）、
井上 雅夫（信書便事業課長）、
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

(1) 諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業
計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

(2) 報告事項

郵政民営化法改正に伴う郵便約款等の制定

開 会

○田尻分科会長 お暑いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第23回会合を開かせていただきます。

本日は委員11名のうち7名が出席をされておられます。あと1名も間もなくご到着のご予定でございます。いずれにいたしましても定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部非公開にて行わせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。最初の議題の審議が非公開となりますので、最初の議題終了後に傍聴者の入室がございますので、あらかじめご了解いただければと存じます。

○田尻分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項1件、報告事項1件でございます。

初めに、諮問第1070号から1072号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省からご説明、お願いをいたします。

○井上信書便事業課長 それでは、信書便事業課長の井上でございます。よろしくごお願い申し上げます。

お手元の資料で早速ご説明をさせていただきます。資料23-1の最初に諮問書がございますけれども、本日は有限会社橋川商会ほか5者、全部で6者からの新規の許可申請と、それから4行目ぐらいになります。株式会社ヒューモニーほか2者の3者からの事業計画の変更の認可申請という、全部で9者ということになります。

いつものように、別紙でご説明をさせていただきたいと思っております。まず新規の許可申請ですが、1ページと2ページになります。申請の概要を簡単に申しますと、1番、橋川商会。これは、資本金1,000万円で貨物運送業をやっておられて、大体二、三億円弱の売り上げがあるという方です。

2番、株式会社シンカーテックス。この方は、ビルメンテナンス業が主と書いてありますが、軽自動車を使った貨物運送業もなさってございまして、石川県の小松市を拠点に仕事をなさっておられます。

それから、3番、岡山福山通運。こちらは福山通運の子会社です。福山通運の子会社は既に8者が事業許可を取得しておられます。

4番、ALSOK山陰。こちらも総合警備保障、ALSOKの子会社ですが、ALSOKのほうも16者が既に許可を得て、ALSOK電報というような商品などを今運営しておられます。

5番が平松運輸。こちらは貨物運送業が主で、岡山県の事業者でございます。

6番、西鉄運輸。こちらは福岡市の事業者です。やはり貨物運送業を営んでおります。ということで、6者のうち貨物運送業が4者、あとはビルメンテナンス業と警備業がそれぞれ1者ということでございます。

資料の真ん中から右のほうに移ってまいります。提供サービスは、いずれの事業者

も1号役務ということで、4キロ又は90センチを超える大きな信書便物を送達すると。それから、4者が3号役務ということで、料金が1,000円を超える信書便物を送達するという計画でございます。

提供区域ですけれども、ほとんどの方が自分の営業所がある県、又は隣県までというようなことでエリアを小さく考えておられる方がほとんどでございまして、我々の行政の管轄で申しますと、地方支分部局というのがあるのですが、1つの地方支分部局の管轄エリア内でなさる方がほとんどでございます。1者だけ、5番の平松運輸は、本社が岡山県にあるのですが、3号役務については県域を超えて大阪府、兵庫県でもなさるということで、これは顧客の要請によって、ある程度広域で行うというようなことで考えておられます。

提供サービスですけれども、今申しましたように、ほとんどの方が既存の顧客からの信書を持ってほしいというニーズに応じて許可申請を上げてこられております。したがって、後ほど収支計画のほうもご説明しますが、ある程度手堅い収入見込みになっていると思っております。

あと、少し細かい話になるかもしれませんが、3番の岡山福山通運と、5番の平松運輸はいずれも岡山県高梁市と申しまして、人口が3万5,000人ぐらい、それほど大きくない市ですけれども、その中で地元の信書便ニーズを中心に当面は事業を行うということで、これはあくまで偶然ですけれども、同じ市から2者上がってきているところでございます。

それから、事業開始予定は、4者が8月1日を、2者が10月1日を予定しているというところでございます。

次に3ページのほうに移ります。こちらは既に許可を受けて仕事をしておられて、今回事業計画を変更したいという申請を上げてこられた方々です。通し番号で7番から9番になっていますが、7番のヒューモニー、あるいは9番のKSGインターナショナルというのは、いずれも3号役務で電報類似サービスを手広くやっておられます。ヒューモニーにつきましては、22年度の売上高のところをごらんいただきますと、13億6,000万余ということでございまして、この売上高のほとんどが電報類似サービスの売上高ということでございます。KSGにつきましても、8億3,000万余の中には、ほかの事業の売り上げもあるのですが、電報類似サービスも相当の規模でなさっておられます。

どういった内容の変更を今回申請してきたかと申しますと、変更概要のところですが、受取人に対して信書便物を届けるに当たって、これまでは対面で手渡しをしていたところ、相手の方がいらっやらないと受け渡すことができないということもあるので、ある程度効率化、合理化を図るという観点から、今後は郵便受箱への投函だとか、あるいはメール室への配達も、差出人の了解があればそういう形で届けるということにしたいということで、そのために事業計画の変更をするというのがこの7番と9番の事業者の主な変更点です。

8番の新和託送に関しては、今後は信書便物の引受けの方法として、巡回先及び定期集配先でも引き受けるというような方法も導入したいということで事業計画の変更の申請を上げてきておられます。

次に、4ページの事業収支へ移らせていただきます。まず4ページの収入ですが、利用見込通数のところをご覧くださいと、[]が[]通ということで、他と比べて少し多くなっているようでございます。それに応じて信書便事業の収入も[]ということですが、冒頭申しましたように、実需要に応じて計算をしてきているということであり、顧客は[]人なのでございますけれども、その事業者の[]事業所をめぐって、それぞれ信書便物を取り扱っていると、大体月にこのぐらいを見込めるだろうということで計算をしております。

そのほかには、逆に[]通とか[]通というふうに少ない通数で想定しておられる方もおりますが、少ないながら顧客が信書を差し出す必要が出た場合に対応できるようにするというので、許可を取りにこられているというような実態があるようでございます。

5ページへ移りまして、収支の支出になります。支出につきましては、毎回申し上げていますが、人件費、あるいは経費の部分が大きいというのが、この事業形態の典型的なものになっているかと思えます。そういう目で見ますと、大体人件費が六、七割あたり、経費が2割強あたりという感じでございます。仕事を一部他者に委託した場合にその他というところ、今回業務を委託する事業者がいないのですけれども、このところに出てくるということが典型的なところになっております。

今回の場合、そういうことで見ますと、[]番の[]の経費が[]%ということで高くなっていますが、何うところによりまして、[]というお話と伺っております。

それから、右から3番目の欄で、信書便の営業利益率です。これが、大体2けたになる方が多いのですが、[]という場合は、要因分析というところを書いてありますが、[]番の[]ですと、[]というようなことを考えている、あるいは、[]ということのためにコストがかかるということで、営業利益が相対的に小さくなっているという説明を受けております。いずれにしても、収支が黒字ということで整っておりますので、問題はないものと思っております。

7ページですが、資金計画ですね。これは事業開始当初の資金計画ということで、特段問題ないものと思われまして。

8ページが引受けと配達の方法ということでございまして、信書の秘密を確実に保護するという観点から審査するものですが、こちらも特段問題ないものと思っております。

9ページは先ほど申しました変更に係る3者の引受けの方法、あるいは配達の方法についてということですが。郵便受箱やメール室ということをお申しましたが、その部分に、一番右の欄ですが、アンダーラインを引いて追加されているということが書いてあるわけでございます。

10ページ、11ページはいつも添付している資料でございますので、省略させていただきます。

以上について審査した結果が別紙2-1、それから別紙2-2でございます。別紙

2-1は、新規の許可申請の審査結果の概要であります。今申しましたような信書の秘密の保護ですとか、2番のほうに移りまして事業収支ですとか、3番で資金計画ですとか、あるいは4番で欠格事由というのがあるわけですが、いずれにしても満たされているということで、適ということで判断しております。

それから、裏のほうに移りまして、事業計画の変更認可についても同じような観点から審査した結果、いずれも適ということで判断しているところでございます。

引き続きまして、資料23-2と23-3についてもご説明を続けさせていただきます。資料23-2は信書便の約款でございます。約款につきましても、新規の申請者はもちろんですが、変更につきましても約款の変更の認可申請ということでございまして、新規のほうは中ほどの、1ページと振ってあるところが新規の約款の概要でございます。

それから次の2ページ、3ページ、見開きになっているところが変更の申請でございます。上のほうの欄外に網かけ部分と書いてあります。この丸印を振ってあるところがすべて網かけの部分ですので、そういうことをご覧いただきたいと思っております。このところについて、今回事業計画を変更するというようなあらましになってございます。

それらについて審査した結果が4ページから後でありまして、やはり同じように適であるという旨の判断をしております。

それから、資料23-3ですけれども、管理規程、信書の秘密の保護という観点から審査させていただいている資料ですけれども、こちらも同じように中のほうに入ってきて、1ページは新規の事業者のもの、それから3ページ、4ページが変更申請に関するものということでございます。いずれも適ということで判断しております。

参考の資料に移りまして、本日許可をいただけますと、特定信書便事業者が384者になるということでございます。大体今約400者ぐらいということになるわけでございます。

それから、今日資料はないのですけれども、せっかくの機会ですので、少し時間をちょうだいしてご紹介を申し上げたいと思っております。前回、4月の分科会の際に篠崎先生から、信書便事業のマーケットがどのぐらいの大きさになっているのかというお尋ねがありました。

既に公表されているベースで、22年度末、今から1年ちょっと前ですけれども、69億円ということをお願いしまして、その1年後、23年度末の数字はまだ今年の4月の段階では全く出ておりませんでしたので、おそらくまた少し増えているかと思っておりますという答え方をいたしました。信書便事業の売上高については、毎年度、各事業者から事業実績報告書が提出されることになっておりまして、ちょうど今日7月10日が提出期限になっています。

それで、今日はまだ確定していませんので、速報的なところなのですけれども、今私たちの手元に参っているデータを見る限りでは、全体の売上高がこの1年でまた■■■■億円ぐらい増えて、69億円だったものが■■■■億円ぐらいになるかなと思われまいます。だから、要するに2年前が四十数億円でしたので、2年間で、小さなマーケットではあるけれども■■■■倍ぐらいに増えているという形かなと思っております。

特にその中で売上高が10億円を超えるような企業が2年前には■■■■者しかなかったのですけれども、10億円を超えたり、あるいはそれに近くなっているというのが■■■■

者出ているということで、大きな事業者が何者か出てきているというようなのがかなり特徴的に出てきているのかなと思っております。そういう事業者側にあっては、大手企業ではありますから、会社全体としては■■■■という売り上げがありますが、信書の分野でも10億円を超えるような売り上げがあるので、着実な取り組みをやっておられるということで、ある程度しっかり経営の中に位置づけておられる企業も出てきているというような状況かと思えます。

ここにつきましては、次回の分科会の際にはデータ、資料に基づいてご説明ができるかと思えます。少し長くなりましたが、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。大変力強い最近の状況も含めて懇切にご説明いただきました。ただいまのご説明につきまして、前半の部分、あるいは最後の部分、どちらでも結構でございますので、ご意見、ご質問ございましたら、お伺いしたいと存じます。どうぞ。

○永峰委員 よろしいでしょうか。最近の新規参入者は、やはり1号役務、それから3号役務に偏っているといえますか、2号役務に関してはあまり手を出さないような傾向があるように見受けられるのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○井上信書便事業課長 まさにおっしゃるとおりだと思います。2号役務は、当初の平成15、6年は結構多かったのです。いわゆるバイク便ですので、かなり全体の中の割合も多かったのですが、むしろその後売り上げなども減ってきているようなところが見られます。最近では、2号役務はあまり年間を通して新しく出てこないような状況かと思われれます。

2号役務はやはりコストパフォーマンスの点で、3時間で配送ということで、そのわりにそれほどの単価にならないというか。むしろ単価が取れる場合には3号役務で1,000円を超えることが可能ですから、3号役務のほうで営業なさっている場合もあるのかなと思ひまして、そこら辺が理由じゃないかと思っております。

○樋口委員 参考の資料として、本社所在地別の特定信書便業者参入状況がありますが、既に退出した企業というのは現在でどのくらいあるのですか。3年前から比べて。

○井上信書便事業課長 制度開始から現在までですが、今、27者ぐらいです。

○樋口委員 さっきの、どちらかというところとガリバー型寡占型というのですか。大きいのと小さいので。これは私よりも杉山先生のほうが得意だと思いますが、こういうネットワークの話は当然ガリバー型になることが経済学的に言い得る話でして。まだスタート時点ですからたくさんあるのですが、そのうちに相当マーケットのセレクションが起こってくると思うのですね。そしたときの対応といえますか、今までここでこういう業者が利便性を得ていたのだけれども、もう赤字をやめたというようなことがあって、そこだけ空白になるということがあり得るのではないかと思うんですが、それに対して総務省は、それは市場競争だからしょうがないという認識をとられてよろしいんですか。

○井上信書便事業課長 悩ましいところだと思うのですが、今やはりガリバーの大きいほうは全国展開で、まさにネットワークをフルに活用してという方が多いですね。一方で、中小のところは地元の公共団体の公文書集配などをやっておられる場合も多くて、そこら辺は仕事の上ではかなりすみ分けがされているのかなと。

公文書の場合は入札で取れる年、取れない年があるものですから、その辺がこれから許可事業者数が増えてきたときにどんなふうになってくるのかというのは、やはり気にしておかなければいけないことだとは思っていますが。

○樋口委員 今地方の企業興しで、退職された方の技術を既存の企業にいろいろ技術転用しようという会がいろいろありまして。この間亀有の信用金庫の会に行きましたら、やっぱり一番困っているのは地方の運輸業者です。何とか新規というときに、これも含めてあるのだろうと思うのですね。特に運輸業者はいわゆる荷物配達のところというのは、かなりその日の仕事としてアンバランスなものですから、あいているときにやればいいという話では、この情報をもっと知られると、大量の地方にいらっしゃる運輸業者が参入してくる可能性がなきにしもあらず。そうすると、既存のところで相当のマーケットの奪い合いがあるのだろうと想定するわけですね。

そうすると、競争は競争で経済学の法則でいいよという話ですが、ただ、倒産していく場合の後の話は、最後にとんでもない虫食い状態に残った場合には、せっかく競争をかけて利便性を高めようとした結果、逆にその地域は倒産して、いなくなったと。スウェーデンで起こった話なのですけれどもね。真ん中だけ倒産したものですから、真ん中の郵便ボックスはずっと閉めたままで朽ち果てるだけとかいうのと同じような状態にならないように、ちょっと気をつけなければいけないなと思うのです。認可するだけしておいて、後は責任とらないというのはまずいかなとは、私は考えるのですけれどもね。

まあ、意見ですから。

○井上信書便事業課長 はい。貴重なご意見をありがとうございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでありましたら、諮問第1070号から1072号につきましては、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨答申するということができましようか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように答申することにいたします。

それでは、次に移らせていただきますが、ここで傍聴者の方々にご入室をいただきますので、ご了解ください。

(傍聴者入室)

○田尻分科会長 それでは、郵政民営化法改正に伴う郵便約款等の制定につきまして、総務省からご報告をお願いいたします。

○長塩郵便課長 郵便課長の長塩でございます。それでは、お手元の資料23-4に従ってご説明させていただきます。郵政民営化改正法が今春に成立し近く郵政事業株式会社、それから郵便局株式会社の2社が統合されることが予定されております。

これに伴いまして、資料1ページの図のとおり郵便事業株式会社が吸収合併で消滅し、吸収合併の存続会社として郵便局会社が日本郵便株式会社になる予定です。この日本郵便株式会社が郵便業務を行うに当たり利用者と会社との関係の契約関係、さまざまな取り決めを行う郵便約款を新規に制定することが必要になります。

この場合、会社が成立してから新しい約款等を制定するということでは間に合いませんので、法律の中で経過措置が設けられており、現在の郵便局株式会社が施行日以前に郵便約款等を定めて総務大臣の認可を受けることができるという規定がございます。この認可の際には当審議会に諮問させていただくということでございます。

この施行日自体が実はまだ定まってございません。これは閣議を経て政令で定めるものですが、ちょうど6月の初めから月末までパブリックコメントをかけており、10月1日が現在想定している統合の日、施行の日でございます。現在はそれに向けた準備を行っているところです。ただ、今回のご説明は基本的には10月1日に統合されることを前提に、現在郵便局株式会社、それから郵便事業株式会社が検討しているものを申請前の段階ですが、ご説明させていただくものです。

2ページでございます。国内の郵便物についてのさまざまな取り決めを行うものを内国郵便約款と称してございます。その特例的な取り扱いとして電子郵便約款が別にございまして、これは内国の郵便のうちレタックスですとかコンピューター郵便、こういった電子系のサービスについて取り決めているものでございます。

それから③と⑤ですが、内国郵便、それから国際郵便について、捕虜が差し出す郵便物等についての特殊特別な取り決めが、やはり郵便約款として定められています。④の国際郵便約款、それから郵便業務管理規程が⑥でございます。この郵便業務管理規程は、郵便差し出し箱の設置や郵便物の引き受けの方法、それから配達の方法等を規定しています。

こうしたものを新規に定めることが統合に当たって必要になります。実は郵便料金も新たに認可をすることも必要です。これは第三種郵便の定期刊行物、それから盲人用ですとか、政策的な料金を定めている第四種郵便物についてです。ただ、法律の附則によりまして、現在の料金が大臣認可を受けたものとみなして適用されるという特則が設けられておりますので、改めて認可を要しないという整理とするものでございます。

これら①から⑥の一連の約款等についてどういった点が変更になるのかですが、一言で申し上げて形式的なところが主でございます。

1つは、社名が郵便事業株式会社から、先ほどご紹介した日本郵便株式会社に変更するという。それから、事業所の定義が変更されるということです。事業所の変更について、表を用意しております。現行の約款では事業所と郵便局を分けてございます。この事業所は今の郵便事業株式会社で、郵便を取り扱っている支店、それから、その小規模なものを集配センターと呼んでございます。郵便会社の支店と集配センターが事業所に基本的に相当するものでして、4の郵便局というのが、郵便局株式会社のいわゆる郵便局です。

現在の郵便局は建物の半分が郵便局として、その反対側の半分が郵便物を取り扱う支店と称するものです。1つの建物が2つの会社のそれぞれ営業所、事業所に相当するものに分かれておりますが、会社が統合すれば、それをこの表の事業所という一言で表記できるということです。

その下の併設関係をあらわす用語の見直しも基本的には今申し上げたことと同じで、それぞれ2社の分かれているものを1社の、一つの事業所に統合した呼び名に改めようというものです。それぞれ郵便物の取り扱いとか、どこで差し出せるとか、そういう取

り決めが詳細に定まっていますが、基本的に統合前後で変わらないということですので、逆に言えば、統合前後で変わらないということを確保するために規定を整理しようというものです。

4 ページも基本的にすべて形式的なものですが、若干さきの震災等におきまして、特に不備はございませんが、約款の適用が読みにくい箇所があったということで、それを正面からより明確に規定しようというものです。

非常災害時の郵便物の取り扱いです。現行の約款では81条と88条です。天災とか、災害のために郵便が配達できないような場合には、その災害の期間、郵便事業所に郵便物をとめ置いて、受取人が来店すれば交付するという取り扱いが行われるということです。

ところが、現在の福島原発というような事態が生じると、これは災害で交付できない場合ですが、一定期間待ってもそれが解消しない。こういった場合現行の規定では、その下の88条の受取人に交付できないような郵便物に相当するということで、今回の事例の場合は1週間後に差出人に返還してございます。より明確な形で、右側の新80条ですが、当社が特に必要があると認めるときは、当社が定める期間、例えば1週間置いたらとめ置き、その間であれば交付します。こういう規定に整備しようということでございます。

次の5 ページです。幾つかの経過規定が定められています。これは2つの約款が一方で廃止され、一方で成立するので、そういう期間のはざまでも郵便業務がきちんと継続できるよう経過規定を置いています。旧規定に基づいて差し出された郵便物は新規定、新約款の相当する規定に従って差し出された郵便物として取り扱うこととすとか、あるいは旧規定のときに郵便事業株式会社がした承認や指定は相当の規定において新会社が行ったものと扱うということ。それから、今の郵便約款のもとにさまざまな書式が定められ、現実に郵便局等で用いられていますが、これを一斉にすべて廃棄して新しく作り直すのもむだな面もございますので、今あるものがなくなるまでの間は継続して使えるようにしようという趣旨の規定も置く予定です。

また、今回は成立から施行まで、仮に10月1日ということになりますと5カ月ほどしかございません。前回の民営化のときには1年以上ございましたが、準備がなかなかつかないところがございまして、幾つかの物品等の配備が間に合わない可能性があるということ聞いております。さらに精査いただくことにしていますが、そういったときに不備がないように若干の猶予規定を置く方向で、今検討が進められております。これが3の一番最後のところです。

法律の施行日にあわせて、今申し上げた規定も施行する予定です。近々郵便局株式会社から申請が上がり、その後にご審議いただき、総務大臣が認可するという段取りですが、準備期間等もなかなかないということから、現時点での概要をひとまずご説明させていただいたということです。

今後の審議方法やスケジュールは、分科会長とご相談しながら進めさせていただく予定でございます。

○田尻分科会長 ただいまの報告事項と申しますか、事前のご説明でございますが、何かご質問、ご意見ございましたら、お伺いしたいと存じますので、どうぞご発言ください

い。どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 すみません、まだよく読み込めていないのかもしれませんが、幾つかちょっとご説明願いたいのですが。まず、これは郵便局というものはなくなるのですか。名称として。それが1点。

それから、2ページですが、3番目と5番目に国内捕虜、5番目が国際捕虜、この捕虜というのはどういったことを意味しているのかということ。とりあえずその2点、ご説明してください。

○長塩郵便課長 まず1点目でございます。今回の法改正によって郵便局という名称はなくなりません。

○篠崎委員 ません。

○長塩郵便課長 郵便局という言葉はこれからも残ります。現在、郵便局会社の運営している、いわゆる郵便局ですが、先ほどご説明しましたように、その郵便局の裏側では、荷物を運んだり、トラックが到着したり、その部分を郵便事業株式会社の支店と称してございます。

○篠崎委員 別会社の支店だというわけですね、はい。

○長塩郵便課長 はい。その2つの会社と一緒になりますので、建物全体を通して郵便局と。

○篠崎委員 郵便局と言うのですか。

○長塩郵便課長 はい。そのような形になります。

○篠崎委員 はい。

○長塩郵便課長 もう一点でございます。捕虜というのは、戦時中のいわゆる捕虜のことです。戦争のときに捕虜の待遇等については1949年のジュネーブ条約ですとか、あるいは戦地における文民保護に関する同様なジュネーブ条約というものが制定されており、捕虜について、郵便物をどのように扱うかということが決められています。従来郵便について、これに相当する郵便約款の特例的な規定というのはございませんでした。ところが、平成17年の2月に、いわゆる武力攻撃事態の法律が成立し我が国においても今後は捕虜という者の抑留が想定されるのではないかという議論のもとで、この法律の施行にあわせて、捕虜郵便物の取り扱いに関する内国の郵便物、③でございます、それから国際郵便物、⑤でございます、これらの規定を整備したものです。

○篠崎委員 そうですか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ、永峰委員。

○永峰委員 すみません、もう一つ、それに続いてですけれども、用語の説明でお伺いしたいのですが、3ページの(2)で営業所というのと事業所というのを書き分けていらっしゃるんですが、これはどういうふうに使っていらっしゃるのでしょうか。

○長塩郵便課長 事業所が一番広い概念でございまして、事業所の中には営業所と称するもの——事業所のうちで営業活動を主にやっているところを営業所と整理しているということです。営業所その他の事業所ということですので、事業者の中には営業所と、営業所と称しないような事業活動を行うところがあるという趣旨でございます。

○永峰委員 概念的にもよくわからないのですけれども。では、具体的に例えばどういうことをやっているのが事業所で、どういうことをやっているのが営業所という範疇に

なるのですか。

○長塩郵便課長 この規定はいわゆる会社の事業所とは何かということを行っているだけでございまして、この中をさらに切り分けて、ここがこの法律により営業所に当たる、ここは営業所以外の事業所に当たるという切り分けは行っていないという整理かと存じます。ただ、一般的に言えば、いわゆる営業をやっているところが営業所に相当するということになろうかと思えます

○永峰委員 では、営業をやっていないところが事業所。営業をやっている、もしくは営業をやっていない場所というのも含むのが事業所だという概念ですか。

○長塩郵便課長 会社の事業活動をやっている、職員が働いているところを広く事業所と呼んでいるということでございます。

○永峰委員 法律なので、ワーディングが、こういう切り分け方がよくわかりにくいなと思ひまして、お伺いしました。

○長塩郵便課長 はい。

○田尻分科会長 はい、樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 災害時、非災害時のところの新約款の規定で、一番最後がどうしても気になるのですが。受取人の来局を待って渡すということなのですが、今の福島の現状を見れば、沖縄まで避難された方、ましてや海外にまで行かれた方、その方はほとんど来局という話をしたときに、例えば福島の周辺にもし郵便局が避難した場合には、そこの距離というのは大変なものなわけですね。

そうすると、もう少し、今のこの情報化社会ならば、ネットで、これ、緊急措置ですから、信書のもしかしたら秘密の問題が絡んでくるかと思いますが、一定事業で渡せない場合には、やっぱり郵便局のある一定のところに、こういう人が——住所は具体的に出さなくて、こういう名前の方が今郵便物が届けられているということを出して、それで、例えば沖縄に避難されている先の近くの郵便局に転送することも、ちょっとここは非常災害時ですので、そこをやられたほうが利便性は高まると思うんです。

これですと、どうしてもそこの郵便局に行かないとというのが規定されると、ほとんど受け取りが不可能になる可能性がありますね。避難していますので。ちょっとそこ、もしかして、もしつけ加えるなら検討をお願いしたいと思います。

○長塩郵便課長 ご指摘の郵便会社に対しても、先生のご指示、申し伝えたいと思います。若干補足させていただきますと、この規定は、例えば災害時でございますと、一斉に何か津波か地震が起こって、皆さん、一時的な避難場所に避難されると。その期間は郵便局も配達できるような状況にはない。その場合1週間なり、その局にとめ置いて、交付できるような状態に置いておこうと。

その期間が過ぎ去ってしまうと、一般的な取り扱いの原則ですが、差出人に一たんお返ししその上でまた連絡をとっていただくという趣旨でございます。

○樋口委員 そうなんですね。しかし、避難されていると、差出人の住所等探すのも大変なので。これはもし郵便局が、受取人が郵便局への問い合わせがネット等でできるようになれば、もっと厄介さは逆に。ただ、信書の問題がありますので、秘密の問題がありますので、そこをどうクリアするかの問題だと思いますけれどもね。

○長塩郵便課長 これも補足でございますが、転居届がもし出ているような場合であれ

ば、当然……。

○樋口委員 それはそうですね。だけれども、災害時ですから、転居しないで行ってしまう場合もね。

○長塩郵便課長 災害直後の混乱した一定期間どういうふうに対処かということ、規律しようというものでございます。

○樋口委員 ものすごく極端な話。この間の話、一家がすべて亡くなられたのですが、そこにある大変重要な手紙が来ていたという話で、親族がお供えしたいのですけれども、受け取れなかったという、非常に極端でかわいそうな事例があるのですけれども、では、そういう場合も、それは差出人に返すという話か、それは親族がお受け取りになられるか。ダイレクトメールとかは関係ないですが、故人の信書便であるところへ届けられた場合には、もし受け取る権利のある人が周辺にいらっしゃったら、受け取れるような方法にしておいたほうがよろしいかなとは。この間NHKのテレビを見ていて、ああ、そうだなと思ったりしたのですがね。

○長塩郵便課長 先生のご趣旨、郵便会社にも伝えさせていただいて、検討を進めるようお伝えしたいと思います。

○田尻分科会長 実態的には、むしろ避難所を郵便集配人の方が訪ね歩いて届けるとか、よくそういうことがテレビなんかのシーンで拝見するのですけれども、実態的にはむしろ届けているのではないですか。これ、送り返すよりも。どうなんでしょうか。

○樋口委員 まちが移ったときに、どのくらい住人がいるかというときに、郵便局が対応しています。個人でも行政を全く飛び越して、避難されている方がいるので。

○田尻分科会長 なるほど。

○樋口委員 そういう人はとてもじゃないけれど配達できてないですね。帰ってこれない方もいます。

○田尻分科会長 わかりました。

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ菅委員。

○菅委員 小さなことですが、これ、統合すると、今までは中央局のところに行って、窓口が開いているにもかかわらず、不在票を持って隣に行ってくださいという案内があったんですね。その隣というのは、ピンポンを押して行かないと。多分そこで壁で会社が違っていたのかなと思うのですけれども、そういう不便さというか、消費者にとっての不便さとかいうものは整然とされるものですか。

○長塩郵便課長 先生がおっしゃいましたのは、郵便局の窓口の反対側にある郵便事業株式会社のゆうゆう窓口と称するところにお回りくださいという事例だと思います。これは法律の改正のときにも現行の仕組みの不備の点として指摘されたところですが、今郵便会社、郵便局会社に聞いてみますと、いろいろシステム面の整備とか十分な準備が必要で、今日、明日で簡単にできるものではございませんが、できるだけ早い時期にそういう不便さが解消できるように検討中と伺っております。総務省も早くそういうことを解消していただくようお願いしている状況です。

○菅委員 そうですか。たしか私の記憶では、昔のあの郵便局のときには、いつ行っても、その郵便局からもらえて、窓口をやっているときは窓口からもらえるのですけれども、今は不在票で行っていくと夜の11時過ぎに来てくださいと。そんな夜中という

ご案内があつて、私もびっくりしたんですね。そういうこともありましたので、夜中の11時過ぎに本局まで行って受け取る、そういう不在票っていうのがあるのかなど。そういうこともありましたので、もう少し整理されたいと思いますね。

○樋口委員 憶測ですけども、それは、その日であれして帰ってこない場合は、その郵便、一端出て帰社といたしますか、そこに帰ってくる時間がそのくらいというのが。私がクロネコヤマトへ電話したら、戻ってくるのが10時なので、10時以降に、その日に来てくださいという事例は。別の宅配便ではありますけれども。

○菅委員 普通そうだと思うのですね。不在票を入れても、その人たちがずっと持ち歩いていますと言うのですね。でも、10時、11時まで持ち歩くのかなという。

○田尻分科会長 企画課長さん、どうぞ。

○菊池企画課長 多分、普通の郵便局であれば、遅くても5時ぐらいまでには配達員は戻ってまいりますので、11時まで待たせるということは多分ないのではないかなど。一般的な旧普通局ですと、局会社の窓口がございまして、壁がありまして、いわゆる間仕切りと言われているいろいろ問題になっているものでございましてけれども、その向こう側にゆうゆう窓口があります。

普通はゆうゆう窓口も勤務時間、朝から夜までずっとあいている状態でございますので、郵便物さえ戻ってきていれば、それは受け取ることができると思います。先生がご指摘なさったように、局会社に持って行っても、いや、これはうちじゃないから隣よと言って、今までは個々の間仕切りがありましたので、その連携がうまくとれなかったと。10.1以降はこの間仕切りをなるべく早目になくす。当然ながら1社になりますので、その意思疎通はできるようになりますので、先生が一番最初におっしゃられたご指摘は、10.1以降、順次になろうかと思っておりますけれども、どんどんなくなっていくものだとは思っています。ちょっと11時の件は、会社のほうにも確認させてください。

○菅委員 11時の件は、ちょっと仕事から遅くなって、9時までは連絡がつくようになっていたので、9時前に連絡をしたときに、11時過ぎになら配達に行った者が帰ってくるから、それから。えっ、夜中に来いっていうことかと。いくら24時間やっていると言っても、それは……。

○菊池企画課長 それは荷物ですか。

○菅委員 いいえ。

○菊池企画課長 郵便物ですか。

○菅委員 はい、書留郵便。

○菊池企画課長 そうですか、そんな遅くまで。

○菅委員 それが、もし本当に持ち歩いているのであれば、今携帯電話とか、そういう利便性のあるものを持っていると思うので、どこからコールが来たよと、番号を控えて、そういうサービスもあつていいのかなと思うのだけれど。そういうのが解消されれば。

○田尻分科会長 高橋委員、どうぞ。そのままで結構でございます。

○高橋委員 今先生がおっしゃったこととも関係するのですけれども、さっきの非常時の話もそうで、非常時も大事だけれども、通常の業務のサービスが果たしてどうかということで先ほどから出ているのですけれども。私も、感想としては、郵便事業のサービ

スは非常に見劣りしていると思います。というのは、荷物か信書かということを実際の生活ではあまり区分されていない。我々が目にしているのは、とにかくクロネコヤマトなんです。そのサービスを我々は目にしているわけです。

そうしますと、非常に見劣りしていて、先ほどの局員が外出していますということでも、ぴしゃっとそこで終わられる。何か照会してもそういう事態が多いですね。クロネコヤマト等であれば、すぐ連絡して、すぐ何時にもう一回行きますと。そういうサービスが反面どんどん進んでいる中で、むしろ落ちているんですから。郵便事業会社のほうは。その落差が非常に……。経費の問題等で悪循環になっているのではないかという気がしますので。この審議会の目的はよりよい郵便のサービスということでもないのですけれども、その辺は非常に憂慮すべき状況にあるということは、かなりの国民の声ではないかと思うので、やっぱり注意を、折があれば喚起する問題だと思いますね。

特に連絡つかないということで、本当は連絡つかない時代もあったんですけども、今はほかの競合会社はその点は非常に機敏に反応するので目立っているわけですね。そんなことが自覚が足りないと思うんですね。

○篠崎委員 よろしいですか。応援演説ではないのですが、私のところは結構郵便局でも携帯につながったり、これからいっちゃいますかというような応答で、では、この2時間範囲で伺わせますというのが結構あって、私のところではそんなに不便はしておりませんので、一言ちょっと応援演説を。一言、そういうところもあると。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○福岡郵政行政部長 特に高橋委員からのご指摘は、また篠崎委員からはそうではないというお話もございましたが、全般的に言いますと、やはり私どもの耳にも、特に宅配便のサービスについては——トータルな意味で、いろいろな個別の、ただ料金はまだゆうパックのほうが多少安いというメリットもございますけれども、そういったお客様の声なりというのは聞こえてまいります。

ボリュームが違ってきておりますので、現実の話としてはサービスの投資効率みたいなものという、これもご指摘ございましたが、そういう面も一部あるのかなとも思っております。例えば携帯のお話も出ましたけれども、やはり各配達員への携帯の配備というのは、ゆうパックの場合には他社と比べておくれれてきておりますというのも事実でございます。

篠崎委員のお話もございましたように、最近みんな持つようになりましたので、対応できていると思いますが、21年ぐらいから順次配備しておりましたので、それ以前は今ご指摘がございましたようなこともあったのかなと思います。ただ、会社自身もこれは十分意識はしていて、また、郵便を下支えするという意味でも、やはりゆうパック事業というもの、あるいはゆうメール事業というものを、やはりなくしていくわけにはいかないし、トータルとして信書等を含めて取り扱うことによる効率性というものも追求できる部分がありますので、そこは何とかいいサービスにシなくてはいけないということで頑張っているつもりで、いろいろとやろうとはしているところでございます。

今回の合併を機にいろいろと工夫をしていこうと思っておりますし、私どもも、そこは十分注視し、場合によっては指導していきたいと思っておりますのでございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。大方の国民にとっては10月1日に、目に見える形でどう変わるんですかと。これもほんとうに皆さんの持っている印象、それにどうこたえていくかというのがサービス業の大きなポイントであろうかと思えます。今日出ましたようなご意見、ぜひ役所のほうでも会社のほうにお伝えいただければと存じます。

それでは、時間も押しておりますが、ただいまいろいろご意見も伺いました。あるいはご質問もいただきました。そこでご相談でございますが、今後この案件につきまして、今ご説明いただきましたような内容で、かなり事務的な名称の変更等、あまり本質的な、先ほどのようなご議論につながるようなものではないかと存じます。そういうことでもございますので、議事規則第8条による文書による審議ということも1つの方法かなと思っております。今後、何か新たな事態が生じますれば、また別途ご相談を申し上げますが、いずれにいたしましても、郵便局会社のほうから認可申請が正式に出ました段階で、私と事務局の間で改めてご相談申し上げます、お忙しい先生方に、改めてまたお集まりいただく必要があるかどうか判断させていただければと思っております。そういうことで、どうぞご了解いただきたいと存じます。

もし、その必要がないということになりましたら、電子的な方法なり何なり、別の方法でご了解をいただくという手順を踏みたいと存じます。

それでは、事務局のほうから何か最後でございますでしょうか。

○日下情報流通行政局総務課課長補佐 今後の審議のスケジュールにつきまして、分科会長とご相談させていただきまして、別途委員の皆様にはご連絡させていただきたいと思っております。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題はすべて終了いたしてございますが、先般総務省におかれては人事異動があったということでございますので、ごあいさつの機会をと存じます。どうぞ。

○藤野貯金保険課長 ごあいさつがおくれました。7月1日付で貯金保険課長になりました藤野と申します。今後いろいろ、何かとご指導いただくことになると思いますけれども、よろしく願いいたします。

○田尻分科会長 どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、最後に委員の皆様から何かこの際ご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。事務局からよろしゅうございますか。それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。次回の日程につきましては、先ほど申しましたような状況でもございますので、改めてまた事務局からご相談なり、ご連絡をさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。本日はこれで閉会させていただきます。

閉 会